

### (3) 結婚や出産に対する意識

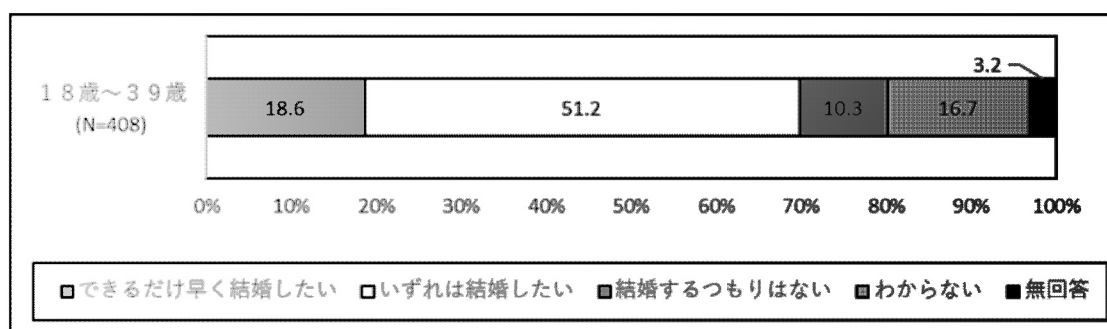
結婚や出産は、個人の考え方や価値観に関わるものですが、結婚したい人、出産したい人が、その希望をかなえられるよう取り組むことが、少子化対策には、有効と考えられます。

#### ア. 結婚に対する意識

18歳以上40歳未満の独身者に結婚観を尋ねたところ、「結婚したい」と回答した割合（「できるだけ早く結婚したい」と「いずれは結婚したい」の合計）は、69.8%となっています。

独身でいる理由（複数回答）については、「趣味や娯楽を楽しみたい」（65.4%）、「時間やお金を自由に使いたい」（64.7%）が半数を超える一方で、「まだ結婚したい相手にめぐり合っていない」（58.1%）、「異性と出会う場や交際する機会がない」（57.1%）も半数を超える結果となっています。

#### ●結婚に対する意識（18歳以上40歳未満の独身者）



#### ●独身でいる理由（18歳以上40歳未満の独身者）（抜粋）

区分	内容
独身でいる理由	1位 趣味や娯楽を楽しみたい（65.4%）
	2位 時間やお金を自由に使いたい（64.7%）
	3位 まだ結婚したい相手にめぐり合っていない（58.1%）
	4位 異性と出会う場や交際する機会がない（57.1%）
	5位 独身の自由や気楽さを失いたくない（56.1%）

注：複数回答

注：「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた割合

## イ. 出産に対する意識と現状

出産に対する意識は、7割以上の方が「赤ちゃんが誕生することに喜びを感じる」、「家族が増えることがうれしい」と回答しています。

### ● 出産に対する考え（18歳以上40歳未満の方）（抜粋）

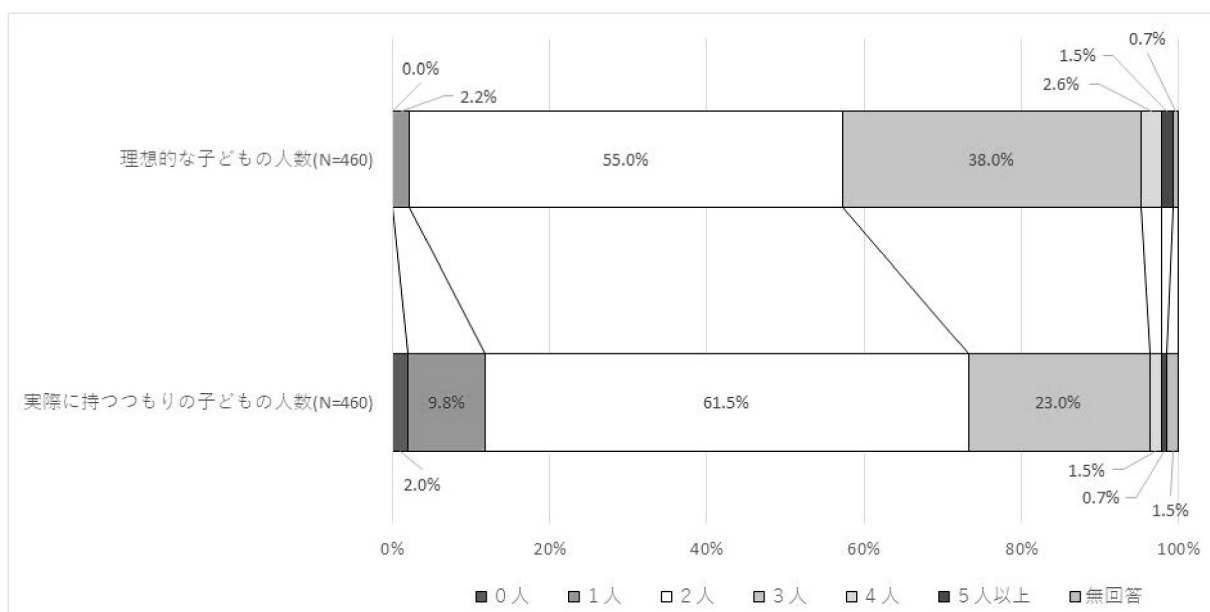
区分	内容
出産に対する考え	1位 赤ちゃんが誕生することに喜びを感じる（78.7%）
	2位 家族が増えることがうれしい（74.2%）
	3位 出産は、女性にしか体験できないすばらしいものである（41.2%）

注：複数回答

一方で、子どもを欲しいと思っている人の「理想的な子どもの人数」と「実際に持つつもりの子どもの人数」を比較すると、「理想」では3人の子どもを希望する人が38.0%いますが、「実際」には3人持つつもりの方が23.0%となっており、子どもの数は理想よりも少なくなる傾向がうかがえます。

その理由ですが、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（71.2%）、「育児の心理的、肉体的負担が大きいから」（34.4%）、「年齢上の理由から」（32.0%）の三つが多くなっています。

### ● 理想的な子どもの数と実際に持つつもりの子どもの人数（18歳以上40歳未満）



### 3 国の動き

国においては、「合計特殊出生率」が過去（戦後）最低となった、平成 2 年の「1.57 ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討が始まりました。

#### ●平成 6 年

今後 10 年間の子育て支援について取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「エンゼルプラン」が策定され、その後も、関連法の整備、計画・指針の策定等が行われてきました。

#### ●平成 15 年（～18 年）

地方自治体および企業における 10 年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（時限立法～令和 7 年 3 月まで延長）や「少子化社会対策基本法」が制定され、平成 16 年に、取り組みの指針である「少子化社会対策大綱」と具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」が決定されました。さらに平成 18 年、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、「新しい少子化対策について」が決定されました。

#### ●平成 19 年

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」が決定され、両立支援に向けて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定されました。

#### ●平成 22 年

少子化に対処するための施策の指針（総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱とその実施計画）として、「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

#### ●平成 24 年

「子ども・子育て支援法」が制定され、質の高い乳児・幼児期の教育や保育、地域の子育て支援を総合的に提供する、「子ども・子育て支援新制度」の本格実施に向けた準備が始まりました。

#### ●平成 25 年

①子育て支援、②働き方改革、③結婚・妊娠・出産支援を 3 本の矢（柱）とする「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されました。

## ●平成 26 年

人口減少の抑制や地域振興策など、地域が持続的な社会を創生できるための取り組みを進めるため、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、これに基づき「長期ビジョン」「総合戦略」が決定されました。また、子どもの将来がその生育環境に左右されることがないように、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、これに基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が決定されました。

## ●平成 27 年

新たな「少子化社会対策大綱」が決定され、新たに結婚の支援を加え、きめ細やかな少子化対策を総合的に推進することとなりました。また、平成 24 年に成立した「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

## ●平成 28 年

「ニッポン一億総活躍プラン」が決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップが示されました。また、「児童福祉法」が改正され、すべて子どもは、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られること、その他福祉を等しく保障される権利を有することが明記されました。

## ●平成 29 年

「子育て安心プラン」や「新しい経済政策パッケージ」が決定され、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などの政策が盛り込まれました。

## ●令和元年

10 月から幼児教育・保育の無償化を開始する「子ども・子育て支援法」が改正されました。また、児童虐待防止対策の強化を図るため、「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の改正も行われました。さらに、改正後 2 年を目途に民法上の懲戒権の在り方の見直しや、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて検討されることとなります。

今後も、子どもをめぐる制度や施策については、様々な分野で新たな展開を見せることが想定されます。引き続き、国の動きに注目しながら、適切に対応していきます。

## 4 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（平成27～令和元年度）の取り組みと評価

### （1）取り組み内容

本市では、これまで「北九州市子どもプラン」（平成9年度～）、「北九州市少子社会対策推進計画（新子どもプラン）」（平成12～16年度）、「新新子どもプラン」及び「新新子どもプラン拡充版」（平成17～21年度）、「元気発進！子どもプラン」（平成22～26年度）に基づく取り組み等を踏まえ、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（平成27～令和元年度）を策定し、この計画に基づき、保健、医療、福祉、教育をはじめ、雇用、住宅、生活環境等の幅広い分野で、総合的に子どもの健全育成や子育て支援に取り組んできました。

その中で、北九州市らしい特色のある取り組みは、以下のとおりとなっています。

#### ア. 待機児童の継続的な解消

- ・ 保育所の新設や改築等による定員の増  
（平成25年度：16,033人→平成30年度：18,627人）
- ・ 北九州市保育士・保育所支援センター（※）の開設（平成27年度～）  
※保育所への就職を希望する求職者（保育士）と雇用者（保育所）双方のニーズを調整して、保育士の人材確保を図る
- ・ 保育サービスコンシェルジュ（※）の配置（平成28年年度～1ヶ所増〔ウーマンワークカフェ〕8ヶ所体制、平成29年10月～大規模区1名増員〔大規模区2名体制〕）  
※保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握したうえで、多様なサービスの情報提供を行う
- ・ 予備保育士雇用費補助（※）（平成27年度～）  
※保育士確保を支援し、待機児童解消を図るため、認可保育所が年度当初に配置基準を超えて保育士を雇用するための費用の一部を助成する

\* 保育所待機児童数〔目標 4月：0人を維持、10月：0人〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4月	0人	0人	0人	0人	0人
10月	139人	148人	57人	0人	0人
3月	283人	356人	284人	142人	—

## イ. 全国に誇る周産期・小児救急体制の維持

- ・ 4 基幹病院での専門的な周産期医療の提供
- ・ 市内医療機関の連携による 24 時間 365 日対応の小児救急医療体制の維持

## ウ. 妊娠・出産・育児期における指導・相談体制の充実

- ・ 生後 4 ヶ月までの乳児家庭全戸訪問、養育が困難な家庭への訪問を実施
- ・ 区役所の「健康相談コーナー」と「子ども・家庭相談コーナー」を「子育て包括支援センター」に位置づけ、体制を強化（平成 28 年度～）
- ・ こんにちは赤ちゃん！小児科訪問（ペリネイタルビジット）事業（※）の実施（平成 28 年度～）

※産前から産後間もない妊産婦とその家族が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産科医が小児科医を紹介する事業

\* 生後 4 ヶ月までの乳児家庭訪問の割合

〔目標：増加（平成 25 年度数値 88.9%）〕

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
93.0%	95.2%	95.5%	95.1%

## エ. 青少年の健全育成、子ども・若者の自立や立ち直り支援

- ・ 警察、地域団体、行政などで構成する「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」における、「非行防止」「薬物等乱用防止」「立ち直り支援」の様々な取組みの実施
- ・ 「子ども・若者応援センター『YELL』」（※）の運営  
※社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている子どもや若者の自立を応援・支援する
- ・ 不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業（平成 28・29 年度モデル実施 平成 30 年度～本格実施）

\* 非行者率（少年人口 1,000 人あたり）

〔目標：令和元年度 7.0 人（平成 25 年度数値 11.0 人）〕

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
7.9 人	6.4 人	5.4 人	3.8 人

注：年度ではなく、年で算定

\* 「YELL」来所相談者の就業等実績（累計数）

〔目標：令和元年度 500 人（平成 25 年度現在 222 人）〕

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
291 人	337 人	390 人	437 人

## オ. ひとり親家庭等に対する支援の強化

- ・ 就業による自立を促進するため、高等職業訓練促進給付金に加え、市独自の給付金を支給（平成 27 年度～、平成 30 年度～支給期間を延長）
- ・ 母子・父子福祉センターにおいて、無料法律相談、就業支援講座、キャリアカウンセラーによる就職相談等の実施

\*ひとり親家庭の就業率～5年おきに把握〔目標：増加〕

平成 23 年度	平成 28 年度
母子家庭 83.6%	母子家庭 87.9%
父子家庭 91.8%	父子家庭 94.2%

## （2）評価と課題

これらの取り組みに対する市民の評価としては、市民意識調査の「市政評価」がありますが、この中で、「子育て支援の推進」が、平成 27 年度の 6 位から、5 位→4 位と毎年度順位を上げ、平成 30 年度には、これまでで最高位の 3 位となりました。

また、NPO 法人が実施している「次世代育成環境ランキング」の総合ランキングでは、平成 30 年度、政令指定都市で 1 位となっています（平成 17 年度から平成 30 年度までの 14 年中 13 年間 1 位を獲得）。

このように、本市の子育て支援の取り組みは、市内外から一定の評価を受けています。

一方で、以下のような新たな目標・課題も明らかになってきています。

### ア. 切れ目のない子育て支援（妊娠・出産・産後・子育て期）

- ・ 子育て世代包括支援センターを拠点に、関係機関との連携のもと、支援の必要な家庭を早期に発見し、情報やサービスの提供・支援等を行う体制づくり
- ・ 妊産婦とその夫（パートナー）や家族が、たとえ心配があっても早期に相談して解消できるような、安心して出産・子育てができる切れ目のない支援の仕組みづくり

### イ. 乳児・幼児期の教育・保育の「質の向上」

- ・ 平成 30 年度から施行された「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」等を踏まえた乳児・幼児期の教育・保育のさらなる質の向上
- ・ 体系的な研修等を通じた幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上

#### ウ. 子どもの居場所づくりの推進

- ・ すべての子どもが自然と足を向け、笑顔になれる、地域主体の子どもの居場所づくり
- ・ 新たな地域の交流拠点、多世代交流の場、子どもや家庭に必要な支援につなぐ場
- ・ 子ども食堂開設数の拡大

#### エ. 児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備）

- ・ 「誰もが科学に興味を持つきっかけづくり」「技術系人材の育成」などのコンセプトのもと、子どもを中心とする全世代をターゲットにした「科学や技術の興味・関心を高め、北九州市の未来を担う人材を育む、賑わいを創出する科学館」の整備

#### オ. 児童虐待防止の強化

- ・ 児童虐待の未然防止（乳幼児健診未受診者フォローアップ、養育支援、相談支援等）
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援のための体制強化
- ・ 「北九州市子どもを虐待から守る条例」（※）の周知等  
※北九州市のすべての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務等を定めた条例。平成 31 年 4 月 1 日施行。

#### カ. 子育てを支える人材の活用・育成

- ・ 親子が気軽に集い交流する場の提供や、地域で活動するサークルへの支援等を通じた、社会全体で子育てを支える取り組みの推進
- ・ 子育てサポーターや、シルバー人材センターなどシニア世代の人材等の活躍の場の拡大